

令和4年度 算定基礎事務講習会

愛知県情報サービス産業健康保険組合

令和4年度算定基礎届について

健康保険の被保険者の実際の報酬と、すでに決定されている標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4月から6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出していただき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。

「算定基礎届」によって決定された標準報酬月額は、保険料や保険給付金の計算の基礎となりますので、正確な届出をお願いします。

愛知県情報サービス産業健康保険組合

<http://www.aikenpo.or.jp>

目次

- 今年度の算定基礎の変更・注意点について
- 算定基礎届の提出について（受付日程、提出方法）
- 算定基礎届の書き方
- お知らせ

※今回、資格取得届について、月額変更届（随時改定）について、年間平均の取扱い、一時帰休の取扱いについては割愛させていただいております。
大変お手数ですが、先日お送りいたしました、「算定基礎届のしおり」にてご確認ください。

今年度の算定基礎の変更・注意点について

1. 算定基礎届の提出方法について

算定基礎届の提出は、郵送または、電子申請にて受付します。

2. 現物給与価額（食事）が改正されました。

食事で支払われる報酬について、新たな価額が告示されました。詳しくは「社会保険の事務手続」の最後のページに記載されますのでご覧ください。

3. 決定通知書について

届出媒体（紙、電子媒体、電子申請）の種類を問わず、標準報酬月額決定通知書は、紙媒体にて郵送いたします。

※電子申請の場合、申請元への標準報酬月額決定通知書の配信は行いません。

4. 健康保険者証の番号等の確認について

健康保険証の番号や生年月日に誤りのないように、再度ご確認をお願いいたします。

5. 8・9月の月額変更該当する場合について

8月・9月の月額変更予定に該当する場合は、算定基礎届を必ず提出する必要がありますのでご注意ください。

算定基礎届の提出について

提出物

提出書類は、算定基礎届の様式により下記のとおりです。（いずれも健康保険分のみ）

紙様式で提出の場合	電子媒体（CD・DVD）で提出の場合	電子申請で提出の場合
<ol style="list-style-type: none">1. 総括表2. 算定基礎届 <p>《上記に加え該当者がいる場合に必要なもの》</p> <ol style="list-style-type: none">3. 月額変更届	<ol style="list-style-type: none">1. 総括表2. 電子媒体届書総括票3. 電子媒体 <p>《上記に加え該当者がいる場合に必要なもの》</p> <ol style="list-style-type: none">4. 月額変更届	<ol style="list-style-type: none">1. 総括表2. 算定基礎届 <p>《上記に加え該当者がいる場合に必要なもの》</p> <ol style="list-style-type: none">3. 月額変更届 <p>※特定法人事業所は電子申請での提出になります。</p>

※厚生年金保険分は、別途作成のうえ、事業所本社所在地の各都道府県年金事務センター等へご提出ください。

提出方法

算定基礎届の提出は、郵送にて提出をお願いします。今年度につきましては以下の通りです。

例年7月に、名古屋センタービル5階会場にて面談による算定基礎調査を実施させていただいていましたが、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を鑑み、開催を中止させていただくことになりました。面談にて、算定基礎調査を予定しておりました事業所様にはご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございませんが、ご理解の程宜しくお願いいたします。

1. 事業所記号1000～8010の事業所の提出方法

提出方法： 当組合へ郵送

提出期日： 7月7日（木）

※提出された届書につきましては、当組合が内容確認をいたします。不明な点があった場合には、問い合わせや、賃金台帳・出勤簿等の書類の提出を依頼する場合がありますので、ご了承ください。

算定基礎届の書き方

算定基礎届対象者

7月1日時点の被保険者全員が届出の対象となりますが、次の方は除外されます。

1. 本年6月1日以降の資格取得者
2. 本年6月30日以前の退職者（7月1日以前の資格喪失者）
3. 本年7月に標準報酬月額が改定される（以下、月額変更）方

算定基礎届に印字されている被保険者情報は、5月11日までに当組合へ提出された届出書に基づいています。

■ 5月12日以降に資格取得届を提出したため、算定基礎届に印字されていない場合

→算定基礎届対象となる方については、算定基礎届に追記してください。

■ 算定基礎届に印字されているが、6月30日以前に退職している場合

→【備考】「5. その他」に「〇月×日喪失」と記載して斜線を引いてください。

記入例

100			健保 太郎		5-501010		1	健 410千円	厚 410千円	[備考]
4月	日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合	円	円	4年 9月	遡及支払額 月 円
5月	日		円		円		円	円	円	昇(降)給 月 昇給・降給
6月	日		円		円		計	円	健 千円	厚 千円

【算定基礎届の書き方】

■ 7月に月額変更される場合

→【備考欄】の「昇（降）給」に支給月を記入し、昇給または降給を○で囲んでください。また、「1.（7・8・9月）月額変更予定」に番号と7月を○で囲み、斜線を引いてください。なお、別途月額変更届の提出が必要です。

7 月月額変更 記入例

101			愛知 花子		5-550505		2	健 300千円	厚 300千円	【備考】
4月	日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合	円	円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇(降)給 4月 昇給・降給 1. (7・8・9)月額変更予定 2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5その他
5月	日		円		円		円	円		
6月	日		円		円		計	円	健 千円	

【算定基礎届の書き方】

■ 8月月額変更予定の場合

→【備考欄】の「昇（降）給」に支払月を記入し、昇給または降給を○で囲んでください。また、「1.（7・8・9月）月額変更予定」に番号と該当される月を○で囲んでください。

8月月額変更予定 記入例

102		名古屋 次郎		5-601212		1	健 300千円	厚 300千円	【備考】		
4月	30日	通貨によるもの額	300,000円	現物によるもの額	円	合	300,000円	1,060,760円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇（降）給 5月 昇給・降給 ①（7・8・9）月額変更予定 2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5. その他 []	
5月	31日		380,380円				円	380,380円	353,586円		円
6月	30日		380,380円				円	380,380円	健 360千円		厚 360千円
						計					

支払基礎日数について

支払基礎日数

4月・5月・6月の各月について、給料計算の基礎となった日数を記入します。

日給制・時間給制の場合は、出勤日数が支払基礎日数です。月給制、日給月給制で欠勤が無い場合は、出勤日数に関係なく、給料の計算期間の暦日数が支払基礎日数となります。

■ 日給・時間給・パートタイマー → 出勤日数

■ 月給・日給月給（欠勤がない場合） → 暦日数

【日給月給者の支払基礎日数】

※日給月給制・・・月給制の形をとるが、欠勤があった場合には、その日数分を計算し給与から差し引くという賃金制度。

●通常時（欠勤がない場合）

給料の計算となった期間の【暦日数】が支払基礎日数です。

例1 月末締め 当月25日払い

4月 ⇒ 30日 (4/25に4/1～4/30分)
5月 ⇒ 31日 (5/25に5/1～5/31分)
6月 ⇒ 30日 (6/25に6/1～6/30分)

例2 月末締め 翌月10日払い

4月 ⇒ 31日 (4/10に3/1～3/31分)
5月 ⇒ 30日 (5/10に4/1～4/30分)
6月 ⇒ 31日 (6/10に5/1～5/31分)

例3 20日締め 当月25日払い

4月 ⇒ 31日 (4/25に3/21～4/20分)
5月 ⇒ 30日 (5/25に4/21～5/20分)
6月 ⇒ 31日 (6/25に5/21～6/20分)

例4 20日締め 翌月10日払い

4月 ⇒ 28日 (4/10に2/21～3/20分)
5月 ⇒ 31日 (5/10に3/21～4/20分)
6月 ⇒ 30日 (6/10に4/21～5/20分)

●欠勤控除をしている場合

算定対象期間に欠勤がある場合の支払基礎日数は、就業規則、給与規定等で欠勤控除の計算式が定められているかで変わります。

例① 欠勤控除計算式が定められている場合

$$\text{例 A 欠勤控除} = \frac{\text{基本給}}{20\text{日(所定日数)}} \times \text{欠勤日数}$$

$$\text{B 欠勤控除} = \frac{\text{基本給}}{\text{その月の労働日数}} \times \text{欠勤日数}$$

このような場合は分母から欠勤日数を引いた数が支払基礎日数になります。

A 所定日数20日 5日欠勤

$$20\text{日} - 5\text{日} = 15\text{日(支払基礎日数)}$$

B 労働日数22日 5日欠勤

$$22\text{日} - 5\text{日} = 17\text{日(支払基礎日数)}$$

例② 就業規則、給与規定等で欠勤控除の計算式が定められていない場合

その月の暦日数から欠勤日数を引いた数が支払基礎日数になります。

例 月末締め 当月25日払い 4月に5日欠勤

$$30\text{日} - 5\text{日} = 25\text{日(支払基礎日数)}$$

【パートタイマー（短時間就労者）の支払基礎日数】

パートタイマー等の短時間就労者の標準報酬月額の設定は、支払基礎日数によって下記の表のいずれかにより決定されます。

支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
3ヶ月とも17日以上ある	3ヶ月の報酬月額の平均により決定
17日以上ある月が1ヶ月以上ある	17日以上ある月の平均により決定
3ヶ月とも15日以上17日未満	3ヶ月の報酬月額の平均により決定
1ヶ月または2ヶ月は15日以上17日未満	15日以上17日未満の月の平均により決定
3ヶ月とも15日未満	従前の標準報酬月額

ポイント

- ①報酬月額欄は、支払基礎日数が17日または15日未満でも必ず記入してください。
- ②パートタイマーである場合は、備考の「3. パート」の番号を○で囲んでください。

※パートタイマーと時給者との違いについて

パートタイマーとは、一般の被保険者より短時間の労働条件で勤務する人（短時間就労者）を言います。時給者とは、一般の被保険者と同じ労働時間で勤務する時間給の方を言います。

【パートタイマー（短時間就労者）の支払基礎日数】

記入例

103			中村 良子			5-330303	2	健 180千円	厚 180千円	【備考】			
支払基礎日数	4月	20日	通貨によるもの額	150,000円	現物によるもの額	円	合	150,000円	277,500円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇（降）給 月 昇給・降給 1. (7・8・9) 月額変更予定 2. 病休・育休・休職 ③. パート 4. 時給者 5. その他 []		
	5月	13日		97,500円				円	円	円			
	6月	17日		127,500円				円	計	127,500円		健 142千円	厚 142千円
104			一宮 四郎			5-400101	1	健 340千円	厚 340千円	【備考】			
支払基礎日数	4月	14日	通貨によるもの額	150,000円	現物によるもの額	円	合	円	200,000円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇（降）給 月 昇給・降給 1. (7・8・9) 月額変更予定 2. 病休・育休・休職 ③. パート 4. 時給者 5. その他 []		
	5月	15日		200,000円				円	円	200,000円		200,000円	円
	6月	14日		150,000円				円	計	円		健 200千円	厚 200千円

【算定基礎届の書き方 報酬について】

●通貨によるものの額

4月・5月・6月中に、金銭で支払われた全ての報酬を記入します。記入する額は、税金・社会保険料等控除前の総支給額です。



「報酬」とは、労働者が労働の対償として受けるすべてのものをいいます。ただし臨時に受けるものや年3回以下支給の賞与などは除かれます。

◆報酬とされるもの

基本給、諸手当（残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、精勤手当、日・宿直手当など）、賞与（年4回以上のもの） etc…

◆報酬とされないもの

見舞金、解雇予告手当、退職金（※）、出張旅費、慶弔費 etc…

（※在職中に給与や賞与に上乗せして前払いする退職金は報酬とみなす）

●通勤手当（定期代）等を複数月分まとめて支給している場合

→ 1ヶ月分を計算して、4月・5月・6月の各月の報酬に加算する。

例 4年1月に通勤費として6ヶ月分の定期代（6万円）を支給



60,000円÷6ヶ月=10,000円/1ヶ月

4月・5月・6月の各月の報酬に10,000円を加算する。

●現物によるものの額

「現物によるもの」とは、食事（給食・食券など）、住宅（社宅、寮など）、衣服（勤務服ではないもの）または自社製品、通勤定期券などのように、金銭以外で支給されているものです。（以下、現物給与）

現物給与を支給している場合、「現物給与の標準価額」に基づき、金銭に換算して「現物によるものの額」に記入します。

なお、本社管理（本社と支店が合わせて一つの適用事業所となっていること）の適用事業所において支店に勤務する被保険者の現物給与は、支店が所在する都道府県の価額を適用します。

現物給与の標準価額（愛知県）

食事			住宅	その他
区分	1日あたり	1ヶ月あたり	畳1畳につき 1,560円	時価
朝食	180円	5,400円		
昼食	260円	7,800円		
夕食	290円	8,700円		
3食	730円	21,900円		

各都道府県の価格は、別添冊子「社会保険の事務手続」の最終頁を参照



現物給与の記入にあたって、注意点

1. 被保険者から費用の一部を徴収している場合は、告示額から徴収額を差し引いた額を現物給与欄に記入する。
2. 食事について
告示額の3分の2以上（愛知県の場合／1ヶ月朝食3,600円、昼食5,200円、夕食5,800円、3食14,600円）
費用を徴収しているときは、現物による食事の供与はないものとして取り扱う為、現物給与欄は記入しない。
3. 住宅で支払われる報酬について
価額の算出にあたって、
 - 対象となる室→茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室
 - 対象外の室 →玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下など。
また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も対象外となる。
4. 住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とする。
5. 計算の結果、端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てる。

合 計

「通貨によるものの額」と「現物によるものの額」の合計を記入します。
支払基礎日数が17日未満の月については「合計欄」に金額を記入せず、
横線を引いてください。

平均額

4月・5月・6月に支払われた報酬月額の平均額を記入します。

平均額は、支払基礎日数が17日以上ある月の報酬月額の総計を支払基礎日数が17日以上ある月数で除して算出します。

※パートや短時間労働者の方は異なります。

修正平均額

4月～6月の間に、遡り昇給等の差額支給があった場合は、その差額を除外して算出した「修正平均額」を記入します。

【修正平均額の記入例】

103			大曾根 三郎			5-300303	1	健 190千円	厚 190千円	【備考】	
支払基礎日数	4月	30日	通貨によるものの額	235,000円	現物によるものの額	円	合	235,000円	635,000円	4年 9月	遡及支払額 4月 35,000円
	5月	31日		200,000円				200,000円	211,666円	修正平均額 200,000円	月 昇給・降給 1. (7・8・9)月額変更予定
	6月	30日		200,000円				200,000円	健 200千円	厚 200千円	2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5. その他
						円	計	200,000円			

昇給差額等の支給があり、修正平均額を記入したときは【備考欄】の「遡及支払額」に「遡及分の支払いがあった月と遡及差額分」を記入します。

◎単純平均・・・635,000円÷3ヶ月＝211,666円（円未満切捨て）

◎修正平均・・・（635,000円－差額35,000円）÷3ヶ月＝200,000円（円未満切捨て）

◎標準報酬月額・・・200千円

※単純平均で計算すると標準報酬月額が220千円となるが、修正平均を使用して200千円になります。

【新規取得者の取り扱い】

新規取得者で給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1ヶ月分の給与が支給されない場合は、支払基礎日数が17日以上あったとしても、取得月は除いて計算し、決定されます。

【新規取得者の取り扱い】

(例)

- ・入社日は4月1日
- ・給与は25日締め・当月末日払い

4月30日支払 (4/1~4/25分)	180,000円
5月31日支払 (4/26~5/25分)	300,000円
6月30日支払 (5/26~6/25分)	300,000円

記入例

105			中 一郎			5-500505		1	健 300千円	厚 300千円	【備考】
支払基礎日数	4月	18日	通貨によるものの額	180,000円	現物によるものの額	円	合	180,000円	780,000円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇(降)給 月 昇給・降給 1. (7・8・9)月額変更予定 2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5. その他 (4月1日入社)
	5月	30日		300,000円				300,000円	260,000円	300,000円	
	6月	31日		300,000円				300,000円	健 300千円	厚 300千円	
						計					

4月支払を除いた合計の平均額を修正平均額欄に記入する

備考欄に資格取得日を記入する

※修正平均額を記入し、備考欄の「5. その他」の()内に資格取得日を記入してください。

備考欄

次のような場合は、備考欄にその旨を記入します。

●長期でお休み（病休・育休・休職）しているとき・・・

「2. 病休・育休・休職」の番号と該当するものを○で囲み、「5. その他」の（ ）内に期間を記入

105			三重 五郎			5-320123		1	健 200千円	厚 200千円	【備考】
支払基礎日数	4月	10日	通貨によるものの額	100,000円	現物によるものの額	円	合	— 円	— 円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇(降)給 月 昇給・降給 1. (7・8・9)月額変更予定 2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5. その他 (4/15~)
	5月	0日		0円				— 円	— 円	円	
	6月	0日		0円				— 円	健 200千円	厚 200千円	
						計					

●パートタイマー等、短時間就労者の場合・・・「3. パート」の番号を○で囲む

106			岡崎 由美			5-600606		2	健 150千円	厚 150千円	【備考】
支払基礎日数	4月	19日	通貨によるものの額	152,000円	現物によるものの額	円	合	152,000円	464,000円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇(降)給 月 昇給・降給 1. (7・8・9)月額変更予定 2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5. その他 ()
	5月	17日		136,000円				136,000円	154,666円	円	
	6月	22日		176,000円				176,000円	健 150千円	厚 150千円	
						計					

●時給者（短時間就労者でない）の場合・・・「4. 時給者」の番号を○で囲む

109			津島 陽一			5-590725		1	健 220千円	厚 220千円	【備考】		
支払基礎日数	4月	20日	通貨によるものの額	230,000円	現物によるものの額	円	合	円	230,000円	690,000円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇(降)給 月 昇給・降給 1. (7・8・9)月額変更予定 2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5. その他 ()	
	5月	19日		220,000円					円	220,000円	230,000円		円
	6月	21日		240,000円					円	計	240,000円		健 240千円

●特定適用事業所等に勤務する短時間労働者（算定基礎届のしおりp6参照）の場合・・・
「5. その他」の番号を○で囲み、()内に「短時間労働者」と記入

110			稲沢 知恵			5-401201		2	健 150千円	厚 150千円	【備考】		
支払基礎日数	4月	10日	通貨によるものの額	120,000円	現物によるものの額	円	合	円	300,000円	4年 9月	遡及支払額 月 円 昇(降)給 月 昇給・降給 1. (7・8・9)月額変更予定 2. 病休・育休・休職 3. パート 4. 時給者 5. その他 (短時間労働者)		
	5月	13日		140,000円					円	140,000円		150,000円	円
	6月	15日		160,000円					円	計		160,000円	健 150千円

ポイント

- ①パートタイマー（短時間就労者）とは、一般の被保険者より短時間の労働条件で勤務する人を言います。
- ②短時間労働者とは、特定適用事業所等に勤める方が、勤務時間・勤務日数について一般の被保険者の3/4未満であり、一定の条件を満たした方が該当します。

お知らせ

■標準報酬月額決定通知書の送付について

算定基礎届は当組合にて処理後、届出媒体（紙、電子媒体、電子申請）の種類を問わず、事業所様に標準報酬月額決定通知書を紙媒体で郵送いたします。

（郵送予定：8月中旬）

※電子申請の場合、申請元への標準報酬月額決定通知書の配信は行いません。

■社会保険労務士事務所等に標準報酬月額決定通知書の送付を希望の場合

社会保険労務士事務所等に健康保険事務を委託されている事業所で、決定通知書の送付先を社会保険労務士事務所等に希望する場合は、送付先の返信用封筒を添付してください。添付が無い場合は原則、事業所様に決定通知書を郵送します。なお、社会保険労務士事務所宛の返信用封筒を添付頂く場合、切手の貼付は不要です。

算定事務処理を社会保険労務士事務所等に委託されている場合は、事業所様より上記の内容を委託先へお伝え頂きますようお願い申し上げます。

【組合事務所：名古屋センタービル4F】

名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4F

TEL：052-222-6550